

産業構造審議会 知的財産政策部会
第18回意匠制度小委員会
議事録

1. 日時・場所

日時：平成24年6月20日（水）10：00～12：00

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席者

大淵委員長、石井委員、内山委員、高部委員、茶園委員、永田委員、橋田委員、平野委員、牧野委員、落合様(増田委員代理)、水谷委員、柳生委員、吉井委員

3. 議題

- 1) ロカルノ協定への加盟について
- 2) 3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について

4. 議事内容

議題1について、資料1「ロカルノ協定加盟に向けた課題と今後の対応」に沿って事務局から説明を行い、議題1については資料に示された方向性で了承された。議題2について、資料2「3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について」、資料3「画像デザインに関する他者権利調査負担の軽減策について」に沿って事務局から説明を行い、議題2については委員から出された意見を事務局で集約を行い、更に具体的な項目の整理をした上で、小委員会において引き続き議論をすることになった。

事務局からの説明に対し、委員から出された意見は以下のとおり。

ロカルノ協定への加盟について

・国際意匠分類は、中国では裁判において意匠権侵害の判断に利用されている。ある事例では、中国で意匠権を「修正ペン」で登録していたが、国際意匠分類では「修正ペン」が文房具とは別の分類に属しており、中国企業がそっくりのデザインのボールペンを発売しても、裁判では「修正ペン」と「ボールペン」の意匠分類が異なるという理由で侵害ではないという判決が出たと聞く。このような事例もあるので、日本がロカルノ協定に加盟して、分類の定義等について是正してもらいたい。

- ・ロカルノ協定に加盟することに特に反対はない。協定に加盟した後は、意匠権調査がしやすいように国際意匠分類の再編成や細分化など、利便性が向上するように、是非積極的に働きかけていただきたい。

また、国際意匠分類の利便性が高まるまでの間、日本意匠分類の併用を必ず継続していただきたい。また、併せて日本意匠分類の整備充実も継続して行っていただきたい。

ロカルノ協定の加盟によって、物品との一体性の要件が外れたような画像デザイン自体が保護されなければならないことにならないように、是非議論は明確に分けて行っていただきたい。

- ・ロカルノ協定に加盟することに賛成。国内の利用者にとって特にデメリットは感じられない。プラスの効果として、海外から日本の意匠を検索しやすくなることによって、これまで生じていたようなトラブルが未然に防がれることを期待したいが、現在の国際意匠分類は非常に粗く、実際に国際意匠分類で検索する人が増えるのか疑問である。そのため、特許庁にイニシアチブをとっていただき、国際意匠分類を現行の日本意匠分類に沿う形で統一してもらいたい。

ただ、仮に国際意匠分類と日本意匠分類を将来統一できたとしても、現行国際意匠分類と新しい分類は併存することになると思う。専門家は問題なく利用できると思うが、一般のユーザーや海外のユーザーが参照するには、しばらくの間不便なことが続くのではないか。

また、より利便性を高めるために、意匠に係る物品の文字列による検索ができることを望ましい。極端な話を言うと、グーグルパテントのように、文字列を入れると言語にかかわらず検索ができるようになれば、一般のユーザーや海外のユーザーも便利に参照することができるのではないか。

- ・ロカルノ協定加盟に向けた対応の方向性についてはおおむね賛成。特に国際意匠分類の改正等については積極的に議論に加わり、国際意匠分類をより効率的に利用できるようにしていただきたい。

- ・早急にロカルノ協定に加盟していただき、日本の分類の良い点を国際意匠分類に反映していただければと思う。

- ・ロカルノ協定加盟に賛成。

- ・ロカルノ協定に正式に加盟することで国際意匠分類の細分化の議論に加わり、是非イニシアチブをとっていただきたい。

また、日本意匠分類は大変使い勝手の良い制度であり、ロカルノ協定加盟後も併存をお願いしたい。

・基本的にロカルノ協定加盟について異議はない。

気になる点として、ロカルノ協定は、欧州が中心になって決めた枠組みであるため、その中身も欧州の文化、慣習を反映した商品の説明になっている部分が多く、どれが適切な分類なのか出願人側が判断することが意外と難しい。

参考資料1のユーザーの意見にある、コンコードダンス(分類の対照表)等の整備、IPDL(特許電子図書館)に望む機能についての提案に関しては同意見である。それと同時に、コンコードダンスがあったとしても、意味や内容についての解説がないと誤解を招きやすいと思うので、可能な限り特許庁がガイドライン等を整備する必要があるのではないか。

また、国際出願の際に、国際事務局の審査で拒絶されてからでは時間的なロスが多いので、出願人がどの分類を指定すればよいか迷った場合には、特許庁に相談するとアドバイスをしてもらえそうな運用を考えてもらいたい。

3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について

・画像デザインの保護拡大について賛成の意見がある一方で、画像デザインは著作権法など、ほかの法域でも保護されているなどの理由で、そもそも意匠制度の枠組みで保護を拡大することについて強い異論もあり、慎重な検討を求めるといった意見も出ているところ。

意匠法の改正に当たっては、物品との一体性要件の維持、審査主義の維持、企業における意匠クリアランス調査負担の軽減のための公知例データベースの整備及び公開について、強く求める。

画像の意匠権の権利設定及び効力範囲について、類型1(現行日本型)と類型2(米国型)の間に非常に開きがあるように感じられ、分け方が適切とは思えない。抽象的に類型化するのではなく、そもそもどのような画像デザインを保護すべきなのか具体的に検討して、そこから保護すべき範囲を導き出していきたい。

権利侵害については、いわゆる「のみ品」に該当する場合は、間接侵害になり得るとのことだが、どのような場合に「のみ品」に該当するのか、より具体的に御提示いただきたい。

・これまでの審議会では、保護対象の話が中心であったが、別紙2が出てきたところで、保護対象の話とは別に、そもそも権利設定・効力範囲の部分をドラスチックに考え方を一度議論しましょうということになっているので、今まで

保護対象を詰めてきていた議論からすると、かなり前提が変わってくるのではないか。

それに加え、類型1（現行日本型）と類型2（米国型）の間に随分開きがあるように思え、この中でどこが落としどころか探るための出発点だという話だと理解しているものの、その前提としても少し唐突な印象を受ける。どのあたりを狙って権利設定の議論を、つまり画像デザインに閉じた話なのか、意匠全体に及ぶ話なのか方向性がないので、やや議論がしづらい。

議論の整理のために保護対象と権利設定・効力範囲を分けたことは理解しつつも、権利設定・効力範囲が指定された物品よりも少し広い範囲で権利が及ぶとか、機能の共通性についてはある程度緩める話が出てくると、分けた議論とは言いながらも、保護対象の話で今までやっていた「物品との一体性要件」、「機能・操作要件」の話と密接に関わるところがあり、実質的には「機能・操作要件」について緩和する、撤廃するという話に近く、かなりドラスチックに、議論の流れは振り出しに戻る気がしていて、違和感を覚えている。

・日本、アメリカ、欧州それぞれの制度を類型化することは、アプローチの方法として異論はない。ただし、類型2のアメリカ型の場合、資料2の8ページ③で書かれているように、権利の有効性や権利範囲の予見性が低下するおそれがあるのであれば、極めてゆゆしき事態で、権利の有効性、予見性を考えるためには、どの範囲まで権利範囲にするか議論しないと、あるべき姿にはたどり着けないのではないかと感じている。

・GUIやアイコンは意匠法、不正競争防止法及び商標法で確実に保護できない現状にあるため、これらを意匠法で保護すべきである。

類型2（米国型）は、「具体的な物品」の共通性を条件から除いたからといって、「画像の用途及び機能の共通性」まで除く必要はないのではないかと。UIは、それぞれの画面上において意味を持つものがあってもよいのではないかと。

また、意匠権と著作権は保護対象が重ならないと思うが、例えばスマートフォンとか、ゲーム、いわゆるデジタルコンテンツというものは著作権の保護範囲という社会的な認識があると思われるところ、GUIやアイコンなどが意匠権の対象となると、意匠権を取得していないものは著作物性まで否定されるという概念が社会的意識として広がる可能性が考えられるため、対策が必要ではないか。

・類型を整理した資料は非常に良くまとまっている。国際的感覚では類型1から2へ移行していく方向だろう。アメリカでは、スマートフォン専用GUIが開

発されていたり、GUI やユーザー・エクスペリエンス (UX) デザインというものが重要視されている。ハードウェアの善し悪しよりも、GUI、UX の善し悪しで売れ行きが全く変わることが起きている。韓国のある企業では、自社製品の UX デザインを刷新するために日本での開発を考えているという。その理由は、日本人が一番使い勝手に対して要求が細かいので UX の開発に適しているというものだ。韓国でも、UX を含めた優れた画像デザインがビジネスで勝つということが理解されている。

いろいろな意見があっていいと思うが、国内市場だけを見た考え方で進めて本当に良いのか。日本の情報通信も含めた産業の復活を願うと、UX を含めた画像の重要性を考えながら、国内ばかりではなく、世界に対して立ち向かっていかなければならないのではないか。それにもかかわらず、我が国では、いざ何かまねをされても、そのときに戦うための権利がないという現状を変えなくて良いのか。

- ・商品力としての画像デザインには、非常に影響力があり、さらなる保護拡充のために現行制度を見直すことについて賛成。見直しに当たっては、技術の変化と国際トレンドの両方の観点からバランスをとって見直していくものと認識している。

様々な媒体に表示される画像は、今後も主要な商品差別化の要件になっていくものと思われるが、いろいろな関係者の、様々な意図が入り交じった結果としての画像に対して、誰がその権利を取得できるか、又は誰がその権利を侵害しているか、について混乱を招くのではないか、産業界として一番懸念している。

- ・保護対象と権利範囲の検討を分けて議論することは、分かりやすくなってよいのではないかと思う。保護対象と権利設定・効力範囲をそれぞれ分けて議論することも一理あると思うが、両者は直接ではないにしろ影響を及ぼすので、緩やかにでも保護対象と効力範囲の問題は、連携があるものとして資料を作っていた方がいい。

提示された類型に限定して議論を進める趣旨ではないことは理解しているが、イメージが固まってしまうおそれがあり、保護対象で「物品」をどう考えるか、「画像」をどう考えるかという議論があって、これと一定の関連性を持って効力範囲があるわけであり、もう少し類型の選択肢を挙げたほうが議論しやすいのではないか。

- ・別紙 2 の権利設定の部分は、別紙 1 の保護対象とリンクさせようとする、

保護対象をこの範囲にとどめよう、ここまで広げよう、そういう選択肢に応じてどのような制度設計が考えられるかという対応だと思うが、実際には国際調和という観点もあって、別紙1の保護対象としてどの範囲を取り込むかに応じて、類型1(現行日本型)以外の、制度変更として類型2(米国型)や類型3(欧州型)を整理してもらったほうがよいのではないかと感じる。提示された資料では、保護対象の範囲の選択と、特に類型2と3がリンクしていないという感じがする。

また、別紙2の効力範囲の問題は、専用機器上の画像だけを保護するという現行法を前提にしたときも、専用機器に画像を表示するためのソフトウェアを第三者が専用機器メーカーに提供しているような場合を考えると、法改正の話ではなくて、現行法を前提にどの範囲で間接侵害が成立するかという問題なので、現行法で解決しておかなければいけない問題である。

- ・ 今回の資料で非常に画像デザインの保護の検討が前に進んだと思う。